

八戸市旅館等建築審議会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市旅館等建築審議会の委員を公募する。

1 目的

当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

当審議会は、八戸市ラブホテル建築等規制条例第 14 条の規定により設置される機関で、旅館業の用に供する建築物の建築等をする場合に提出される届け出、及びラブホテルの建築等しようとする場合の同意の申し出について、調査審議する。

3 募集人員

当審議会の公募による委員の定数は、1 人とする。

4 任期

任期は選任時（令和 8 年 2 月 18 日予定）から 2 年とする。（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）

5 報酬

1 回の出席につき、8,800 円（税込）の報酬を支給する。ただし、交通費は支給されない。

6 会議の開催

会議は、旅館業の用に供する建築物の建築等をする場合に提出される届け出、及びラブホテルの建築等しようとする場合の同意の申し出がなされた場合に開催する。

ただし、旅館業の用に供する建築物の建築等をする場合に、提出される届け出の建築計画が、八戸市ラブホテル建築等規制条例の別表第 1 各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、良好な生活環境の維持及び形成、青少年の健全な育成、旅館等の建築に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の附属機関の委員を 3 つ以上兼務している者
- (2) 当審議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX 又は E メールにより応募する。

その際、建築の視点から考えたまちづくり、又は青少年の健全育成について日頃感じていること、若しくはこの条例の目的に対する意見・提案等（200 字以上 800 字以内）を合わせて提出する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1 都市整備部 建築指導課 建築審査グループ
TEL43-9438 FAX41-2302
E メール kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和 7 年 12 月 10 日（水）から令和 7 年 12 月 24 日（水）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

建築指導課において口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

建築指導課において本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から 1 か月間とする。なお、当期間経過後は、法第 77 条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当審議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、おおむね建築関係者・警察関係者・教育関係者等で構成する予定である。

15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附則

この取扱いは、令和 7 年 11 月 26 日から施行する。